

徳島県告示第二百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

牟岐東加入区 椿泊加入区 小松島加入区